

## 第5回さいたま市自治基本条例検討委員会

### 次 第

平成22年6月28日(月)午後6時45分～  
さいたま市役所第2別館第1会議室

#### 1 開 会

#### 2 議題

(1) 広報チームについて

(2) 「構成機能」に係る市の取組等について

(3) 自由討論

テーマ:「市民が権力をつくる」には、どのような制度や取組が必要か。  
(自治基本条例が「構成機能」を果たすには、どのようなことを規定したらよいか。)

#### 3 その他

#### 4 閉会

#### 【配付資料】

・次第

・席次

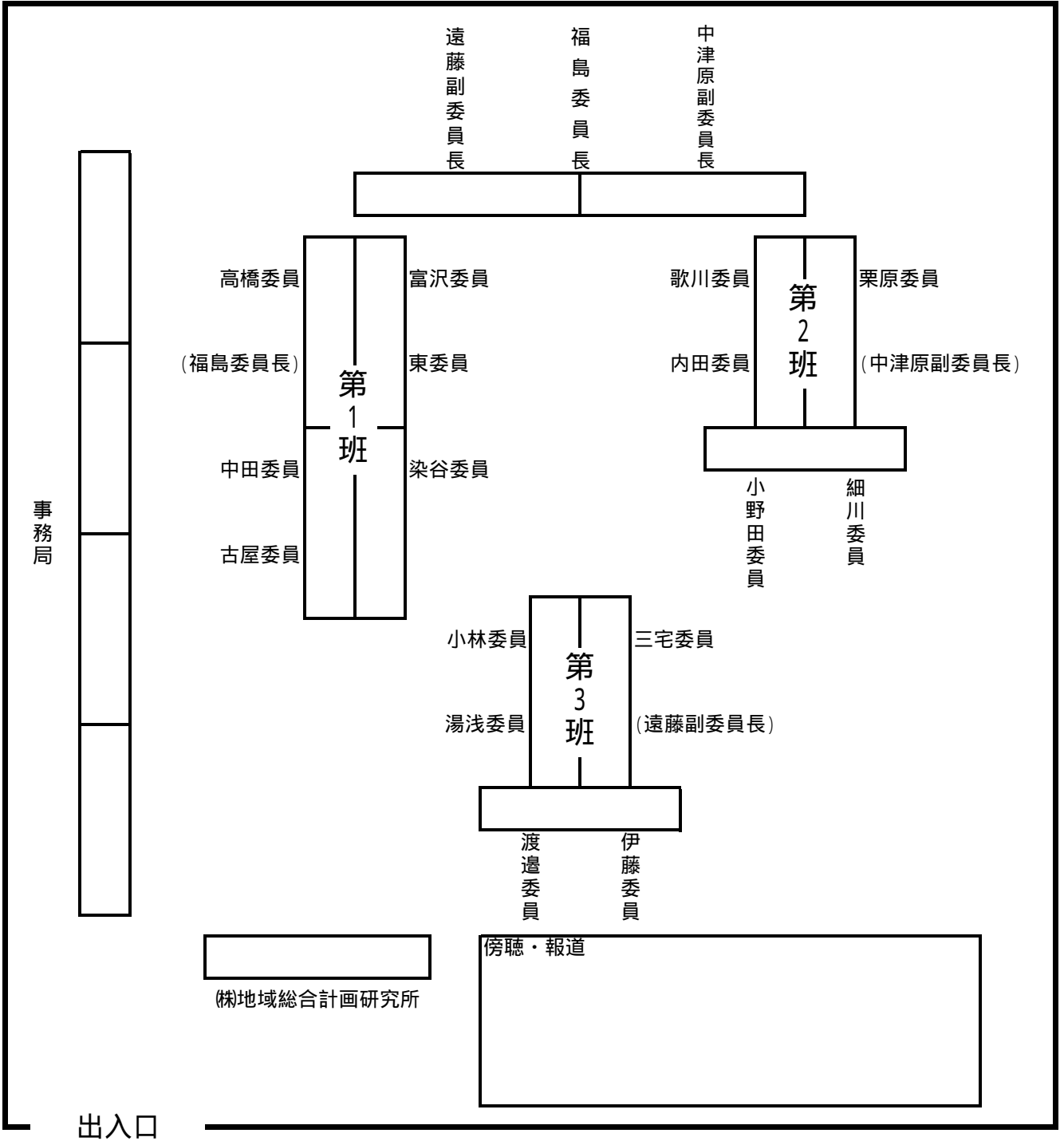
資料1 市民参加・協働、情報公開等に関する市の主な取組について

資料2 グループ検討の進め方

参考資料1 さいたま市市民活動及び協働の推進条例逐条解説

参考資料2 市民から寄せられた意見

# 席次



1. 市民参加・協働、広聴の取組

(1) 市民参加

審議会等への委員公募【総務課】 課(室)は所管又は中心となる所管

市民の意見を反映し、公正を確保し、また広く市民の市政への参加を促すため、審議会等の公募委員の登用促進を図っている。

【根拠】「さいたま市附属機関等に関する要綱」、「さいたま市附属機関等の委員公募実施要領」

【実績】公募委員数・公募実施機関数の推移(平成19年度～21年度：各年度末時点)

年度	公募委員数(割合)	総委員数	公募実施機関数	全機関数
平成19年度	137人(3.6%)	3,823人	35機関	196機関
平成20年度	135人(3.5%)	3,826人	32機関	203機関
平成21年度	140人(3.5%)	3,948人	34機関	208機関

上記機関数は、審議会等のうち、総務課に報告があり把握しているものに限る。

(本市や他行政機関の職員のみで構成、特定のイベント・行事等の推進が目的、関係機関との連絡調整等が目的、となっている審議会等は含まない。)

パブリック・コメント制度【広聴課】

市の基本的な政策の策定等に当たり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、提出された市民意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる制度。

【根拠】さいたま市パブリック・コメント制度要綱

【実績】パブリック・コメント実施件数等

	実施件数	意見提出数	1件あたり 意見提出数	意見 項目数	修正 項目数	修正率 %
平成19年度	11	569	51	1,271	56	4.4
平成20年度	11	562	51	1,047	268	25.6
平成21年度	9	279	31	384	53	13.8

【今後の取組等】

平成22年度は実施案件の平均意見提出数100件を目標としており、市報、市ホームページ、公共施設などを活用し、市民に対する制度や実施予定案件の周知を積極的に行う。

(2) 協働

市民活動及び協働の推進に関する条例に基づく取組【市民活動支援室】

- ・市民活動団体等に事業を委託し、又は共催や協力して事業を実施。
- ・市民活動団体等に対し、補助金や交付金等の助成。
- ・市民活動団体等と行政の協働を推進するために、職員に対し、協働に関する研修を実施。
- ・市ホームページや市報等で、市民活動団体等に有益な情報を発信。
- ・市民活動支援の拠点として、市民活動サポートセンターを設置し、市民活動団体等に対して学習や交流の機会や場の提供、Webサイトでの情報発信等、様々な支援の実施。

【根拠】・「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針」

- ・「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」
- ・「さいたま市市民活動サポートセンター条例」

【実績】・市内における協働事業数

平成19年度	平成20年度	平成21年度
209件	245件	集計中

・市民活動サポートセンター登録団体数 1,097団体(平成22年5月31日現在)

【今後の取組等】

市民活動団体と行政が協働する機会は年々増加の傾向にあるが、効果的に事業を実施できるよう、引き続き協働に関する職員研修を実施するとともに、行政の情報をわかりやすく発信していくよう努める。

マッチングファンド制度【市民活動支援室】

「マッチングファンド制度」とは、市民の資源(寄附・無償の労力・自己資金)と市の資源を出し合っで造成する基金を活用して、市民活動団体に助成するものであり、平成22年3月に基金を設置し、制度を創設した。平成22年度からは、基金を活用し、自主的・自立的で多様な市民活動を活発化するため、市民活動団体に助成を行う。

【根拠】「さいたま市市民活動及び協働の推進基金条例」

【今後の取組等】

平成24年度末までに、一般助成事業を22件実施するという目標に向け、マッチングファンド制度について効果的に周知を図る。また、この制度の根幹を成す基金への寄附金を確保できる仕組みづくりを検討する必要がある。

区民会議・コミュニティ会議【コミュニティ課】

協働を基本理念に、区民の意向を区政に反映していくことを目的とし、各種団体を代表する委員、公募委員などで構成される区民会議を設置するとともに、地域で広くまちづくりのための実践的活動を行っている団体をコミュニティ会議と位置付け、地域の特徴を活かした魅力ある区のまちづくりを進めている。

【根拠】「区民会議設置要綱」、「コミュニティ会議認定要綱」

【今後の取組等】

区内における市民活動と協働の推進を図るため、さいたま市市民活動推進委員会に対し「本市における今後の区民会議・コミュニティ会議のあり方について」を諮問し、平成22年6月22日付けで市長あて答申が出されたところであり、その答申を踏まえ、第5期が始まる平成23年度から新たな体制に移行する予定。

(3) 広聴

市長への提案制度「わたしの提案」【広聴課】

市民から市政に対する意見・要望等を聴き、迅速に市政へ反映していくとともに、市民参加意識の促進を図ることを目的に、市役所・各区役所、その他公共施設、市内各駅の計225か所に設置した専用封筒、専用FAX、市ホームページからの専用フォームにより市民等からの提案を受け付けている。提案等は全て市長が確認し、提案者に原則市長署名入り文書にて回答するとともに、担当課において迅速的に市政への反映に努めている。また、市長から回答した全ての案件について、ホームページで公表している。

【根拠】「さいたま市長への提案制度要綱」

【実績】わたしの提案受付件数等

	受付件数 (月平均)	延べ処理件数 (月平均)
平成19年度	909 (76)	1,389 (116)
平成20年度	894 (75)	1,253 (104)
平成21年度	1,462 (122)	2,219 (185)

延べ処理件数は、受付1件に複数件の提案が含まれる場合に、当該件数をカウントしたもの

タウンミーティング【広聴課】

市民の声を迅速に市政に反映させる機会として、設定したテーマに沿って市長と市民が直接対話するタウンミーティングを、平成21年度から開始し、毎年度各区2回計20回開催することとしている。

【実績】(平成21年度)参加者合計584名

市民意識調査【広聴課】

市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握し、施策や事業の推進の指標として活用することを目的に、無作為に抽出した市内在住者5千名及び市外から市内の事業所に通勤する在勤者2千名を対象に、アンケート調査を平成19年度から実施している。

【実績】平成21年度回答者数 在住者2,865名(回答率57.3%)  
在勤者 961名(回答率48.1%)

2. 情報公開・情報提供の取組

(1) 情報公開

情報公開制度【行政透明推進課】

情報公開制度は、市民に情報の公開を請求する権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民の市政参加の促進等を図ることを目的とし、公正で透明性の高い開かれた市政の推進に取り組んでいる。

【根拠】「さいたま市情報公開条例」

【実績】情報公開請求件数等

請求(申出件数)	処理件数	公開	一部公開	非公開 括弧は文書不存在(内数)	
平成18年度	450件	663件	239件	276件	148件(142件)
平成19年度	400件	603件	227件	222件	154件(153件)
平成20年度	366件	398件	152件	189件	57件(45件)
平成21年度	615件	665件	集計中	集計中	集計中

【今後の取組等】

常に実施状況や社会情勢の変化等を考慮して改善を図る。平成22年度は、「情報公開日本一」を目指して、市民の目線に立った情報公開を総合的に推進するため、6月議会においてさいたま市情報公開条例を一部改正した。(市民の「知る権利」の保障を明記、請求権者を「何人」とする、総合的な情報提供を推進する。)

審議会等における会議の公開【行政透明推進課】

市民、学識経験者等を構成員として、法令、条例、規則、要綱等の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うため、市長その他の執行機関に設置された機関のうち、法令又は条例の規定により非公開とされていないものは、原則公開とし、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深めるものです。

【根拠】「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針」

【実績】会議公開実績

年度	開催件数	公開	一部公開	非公開
平成19年度	344件	281件	10件	53件
平成20年度	321件	257件	11件	53件
平成21年度	352件	280件	11件	61件

【今後の取組等】

市の事務について審議、審査、調査等を行う審議会等の会議を公開することは、市政への市民参加の推進と開かれた市政の実現に資することとなるため、6月議会においてさいたま市情報公開条例に新たに規定する改正を行い、速やかな事前の会議開催の周知と会議結果の情報提供の徹底を図る。

予算編成過程の公開【財政課】

予算編成開始時に予算編成方針を、また、各局等で選定した主要事業に係る予算要求額、予算査定額などの予算編成過程の内容について市ホームページ等で公表するもの。

【実績】本年3月に、117事業の平成22年度当初予算編成過程について公表した。

【今後の取組等】

公表する対象事業を拡大するとともに、平成22年度から補正予算編成過程を公表する。

市議会各派からの「予算編成への要望書」に対する回答書の公表【都市経営戦略室】

さいたま市議会各会派からの「予算編成への要望書」に対する回答書を予算編成終了後、速やかに市ホームページ等で公表している。

【実績及び今後の取組等】

平成21年度は初めての取組であることから、試行的に、重点要望として最大50項目に絞って公表した。今年度は、積極的な行政情報の「見える化」を推進する上で、全ての要望項目を公表するべく調整中。(参考)平成22年度予算編成への要望数 1,635件

都市経営戦略会議の審議内容等の公表【都市経営戦略室】

都市経営戦略会議(市政運営の基本方針及び重要施策の決定、行政部門間の総合調整等を円滑に行うとともに、市政の総合的かつ効率的な経営を迅速に行うため庁内に設置)に付議又は報告した案件について、会議終了後1か月を目安として、議事内容と会議資料を市ホームページ等で公表している。

【根拠】「さいたま市都市経営戦略会議の審議内容等の公表に関する基準」

【今後の取組等】

議事録を迅速に作成し、随時情報を更新できるよう努めることが課題である。

身近な道路整備の要望への対応状況等の公表【道路環境課】

沿線住民の要望に基づく身近な道路整備事業として実施している暮らしの道路整備事業及びスマイルロード整備事業は、年間の要望数が約100件程度ある市民の関心の高い事業であり、平成22年3月より市ホームページで要望受付・対応状況等を公表している。

【課題】

現場の状況、測量・登記の進捗状況などにより、要望を受け付けた順番に工事が進捗しない場合がある。

(2) 情報提供

情報提供の推進【行政透明推進課】

市民が必要とする情報を自発的、積極的かつわかりやすく提供していくことにより、市民との相互信頼に基づく「日本一ひらかれたまち」の実現を目指す。現在は、各区役所に情報公開コーナーを設置し、市の計画、統計、調査の資料を配置するとともに、会議の開催及び結果について市ホームページに掲載している。

【根拠】「さいたま市情報公開条例」、「さいたま市区役所情報公開コーナー運営要綱」、  
「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」、「コスト表記実施要綱」

【実績】情報公開コーナー利用実績

年 度	配架資料数	利用者数(延べ人数)
平成19年度	282件	95,451人
平成20年度	310件	98,664人
平成21年度	330件	135,429人

【今後の取組等】

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」の制定(平成22年4月1日施行)による行政情報の提供の基準や方法の明確化、情報公開コーナーの改善、コスト表記の実施など、行政情報の積極的な「見える化」を推進しており、これらの徹底と、職員の説明責任に対する意識改革を図り、全庁的な情報提供の推進体制を整備する。

市報さいたまの発行【広報課】

本市の行政に関する必要な事項、本市が主催又は共催している各種催し・講座などの情報を市民に周知するため、月1回発行し、全戸配布している(点字版とテープ版も作成)。

【根拠】「さいたま市市報発行規則」

【実績】配布部数 535,182部(平成22年4月)

【今後の取組等】

市民意識調査においても市の情報を得る手段として常にトップであり、市政に関する必要な事項を市民に周知するうえで極めて重要な媒体である。今後「(仮称)広報(情報提供)マスタープラン」の策定作業を進める中で、より読みやすく、親しみやすい広報紙のあり方などを検討し、実施する。

市ホームページによる情報発信【広報課】

インターネットのホームページを利用して、市の施策や催し物など、市政全般にわたる情報を発信している。各コンテンツ(各ページ)は各所管課で作成しており、現在のコンテンツ数は1万3,500超となっている。

外国語対応については、平成22年度から英・中・韓国語の自動翻訳機能を導入し、また、携帯電話用のホームページについては、平成21年度にジャンル(カテゴリー)の整理を行い、今年度からコンテンツ数の増加を図っている。

【実績】ホームページ・トップページへのアクセス数

平成19年度	433万8,166件
平成20年度	482万6,272件(約11%増)
平成21年度	508万4,486件(約5%増)

【今後の取組等】

コンテンツ数の増加に伴い、検索性が低下し、欲しい情報にたどり着きにくい状態となっているため、ジャンルの整理を継続して行う。また、特に携帯電話用ホームページで、市民が必要とする情報が必ずしも掲載されていない、あるいは内容が更新されていないという事例があるため、各所管課へ働きかけを行い、積極的なコンテンツの作成を図る。

パブリシティの推進【広報監付】

市が発信する情報提供の機会を増やし、市民との行政情報の共有化を図るため、報道機関への記者会見やレクチャー、資料提供により、情報提供を行っている。

パブリシティとは、記者会見・レクチャー・資料提供による情報提供をいうもので、マスメディアに対して情報発信者が代金を払わない活動として、広告とは異なる活動とされるもの。

【実績】記者会見等の件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
記者会見	39件	41件	48件
レクチャー	53件	46件	70件
資料提供	918件	957件	1,182件
年間総数	1,010件	1,044件	1,300件

【今後の取組等】

パブリシティの年間総件数1,500件を目標とし、定例記者会見を平成22年1月から原則月2回実施している(それ以前は原則月1回)。

メールマガジンの配信【広報課】

市の施策や催し物の情報、市内の開花情報やまちかど情報、市に関するクイズ等について、登録者を対象に、さいたま市メールマガジン「知っ得!さいたま」を、月2回、第2・4木曜日に配信している。

【実績】登録者数

平成20年4月1日	1,661人
平成21年4月1日	2,216人(約33%増)
平成22年4月1日	2,770人(約25%増)

【今後の取組等】

登録者数を5千人にまで引き上げ、メールマガジンを市政情報を伝達するのに有効な広報媒体にすることを目標としている。そのため、内容を常に見直し、市民が欲する情報を発信していくことが当面の課題であり、また、事業別のメールマガジン(子育て部門や観光部門など)や地域別(区別)のメールマガジンを配信していくことも検討する必要がある。

## グループ検討の進め方

### グループ検討のテーマ

「市民が権力をつくる」には、どのような制度や取組が必要か。  
(自治基本条例が「構成機能」を果たすには、どのようなことを規定したらよいか。)

### 各参加者の役割

- ・ 正副委員長：進行役
- ・ 事務局：オブザーバー
- ・ 地域研：進行補佐と板書記録

### 手順

全員からなるべく多くの意見や考えを聞いて共有するため、ワークショップ形式で行います。

1. 各自、テーマについて意見を付箋紙に記入します。
  - ・ 1枚の付箋紙につき1つの意見。簡単なキーワードだけでも結構です。
2. 付箋紙を模造紙に貼りだしましょう。
  - ・ 類似するもの、関連するもの等を集めて分類します。
3. テーマごとに、意見交換をしましょう。
  - ・ お互いの考えの共通点や相違点を共有しましょう。
4. 最後に、グループの検討結果をまとめましょう。
  - ・ 発表者を決めましょう。

# さいたま市市民活動及び協働の推進条例

## 【 逐 条 解 説 】

～活力にあふれた地域社会を実現するために～

平成19年4月

さいたま市コミュニティ課市民活動支援室

## 【前文】

さいたま市では、市民の多様な価値観や生活様式に応じた質の高い心豊かな生活の実現に向けて、市民の多様で活発な活動が展開されている。また、「自分たちのまちを、自分たちでつくり、良くする」という市民の自発的なまちづくりへの参加意識が高まっている。

こうした状況を受けとめ、豊かな自然資源や人材が織りなすさいたま市らしい魅力を生かしながら未来に希望が持てる地域社会を創造していくためには、行政だけではなく、地域社会を構成する市民、市民活動団体、大学及び事業者が公共の担い手としてまちづくりに参加する「新しい公共」という考え方に立ち、市民と行政が対等なパートナーとして、ともにまちづくりを進めていくことが必要である。

さいたま市は、市と市民一人一人が持てる力を合わせ、市民活動を推進し、協働を積み重ねていくことにより、互いに信頼し協調してまちづくりを進める活力にあふれた地域社会を実現するため、この条例を制定する。

## 【前文／解説】

- この条例は、公募市民、市民活動団体の代表者、学識経験者などで構成された、さいたま市市民活動推進委員会からの提言を受け、パブリック・コメントを経てまとめられた「市民活動の推進と市民と行政の協働の促進に関する指針」（以下「指針」といいます）を、条例化したものです。
  
- 指針には、市民活動や協働を推進することの意義、考え方、課題及び課題に対する対応策を定めていますが、この指針の趣旨をより周知し、指針をより実効性のあるものとするために条例化します。

この条例では、市民などで構成する推進委員会を新たに設置し、この推進委員会が推進のための仕組みづくりの検討や市の施策の実施状況の評価などに関わることで、将来にわたって指針の趣旨を踏まえて、市民活動及び協働の推進が図られることを担保するものです。
  
- 「新しい公共」とは、公共のあり方を、従来の行政サービスの範囲に限定することなく、市民の自発的な活動により供給されるサービスや、市民と行政が協働して提供するサービスを含めて広い範囲でとらえる考え方のことで、市民・市民活動団体・大学・企業など多様な担い手が地域社会に参加し、ネットワークを組んでまちづくりに参加することで、活力にあふれた地域社会の実現につながります。



## 【目的】

第1条 この条例は、市民活動及び協働の推進について基本原則を定め、市の責務並びに市民、市民活動団体、大学及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本的な施策を定めることにより、市民活動及び協働の推進を図り、もって活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 【第1条／解説】

- さいたま市では、様々な分野で市民の自主的な活動が活発になっており、都市づくりに対する市民の参加意識も高まっています。

これまで行政だけが担ってきた公共サービスの提供を、市民活動団体などがともに担っていくことにより、公共サービスの選択の幅が広がり、質が高まることが期待できます。

市、市民、市民活動団体、大学及び事業者が、各々の役割のもと市民活動及び協働の推進を図り、活力のある地域社会を実現することが大切であるという、本条例の目的を明らかにしたものです。

- 「市民」、「市民活動団体」、「大学」、「事業者」の定義については、第2条で解説します。

また、「基本的な施策」については、第8条の各号で解説します。

## 【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 市民活動 市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
  - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 市民活動団体 市民が自由な意思に基づいて集まり、自律的に市民活動を行う団体をいう。
- (4) 大学 市内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、営利を目的とする事業を行う者をいう。
- (6) 協働 市及び市民活動団体が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。

## 【第2条／解説】

- この条例で用いる基本的な用語の定義を定めています。
- 「市民」とは、市内に居住している人や市内に事務所がある法人に加えて、旅行や買い物、あるいは会議等で本市を訪れ、または本市の学校や会社に通勤、通学する者のことをいいます。
- 「市民活動」とは、市民が地域や社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動を指します。

ただし、宗教活動、政治活動及び選挙運動にかかる活動については、この条例では除きます。
- 「市民活動団体」とは、市民が自由な意思に基づいて集まり、自ら立てた規範に従って市民活動を行う団体のことを指します。

趣味や娯楽を目的とする団体であっても、「市民活動」を行う場合には「市民活動団体」となります。

大学や事業者が市民活動を行う場合は、これに含まれます。

- 「大学」とは、市内にある学校教育法で規定する大学を指し、大学院や短期大学を含みます。
- 「事業者」とは、市内に事務所・事業所を有し、営利を目的とする事業活動を行う者を指します。
- 「協働」とは、市と市民活動団体が共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて対等な立場で連携を図りながら協力して活動することをいいます。

#### 【基本原則】

第3条 市、市民、市民活動団体、大学及び事業者は、次に掲げる原則に基づき、市民活動の推進を図るものとする。

(1) 市民活動が公益的な活動であることを理解し、自主性、自立性及び多様性を損なわないよう配慮すること。

(2) 互いに対等なパートナーであることを認識し、良好な協力関係を構築すること。

2 市及び市民活動団体は、次に掲げる原則に基づき、協働の推進を図るものとする。

(1) 互いの立場及び特性を尊重し、それぞれの自由な意思に基づいて事業を行うこと。

(2) 事業の目的及び目標を共有し、役割を明確にするとともに、事業の成果を評価し、その結果を次の事業に反映すること。

(3) 事業の企画、立案、実施及び評価の各段階において、公平性、公正性及び透明性を確保すること。

#### 【第3条／解説】

○ 市民活動の推進

(1) 市民活動の支援に際しては、支援をする側も受ける側も市民活動の自主性、自立性、多様性を損なわないよう配慮することが必要です。

(2) 市、市民、市民活動団体、大学及び事業者は、互いに地域運営を担う重要

な存在であり、対等の関係であるというパートナー意識の徹底を図り、協力関係を続けていくことが重要です。

○ 協働の推進

- (1) 市と市民活動団体は、互いの立場及び特性を尊重し、それぞれの自由な意思に基づき協働の事業を進めます。
- (2) 何のために協働するのかという目的、いつまでにどれだけの成果をあげるのかという目標を共有し、互いの役割を明確にするとともに、事業終了後は事業の成果を評価し、次に行なう協働事業に生かすことが必要です。
- (3) 協働にあたっては、市民活動団体がその機会を公平に有することが大切です。また、協働で事業の運営をするにあたっては、地域社会全体の利益という観点から公正に行わなければなりません。さらに、事業の企画・立案、実施、評価の各段階を通じて、透明性を確保し、市と市民活動団体がともに社会に対する説明責任を果たすことが必要です。

**【市の責務】**

第4条 市は、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる原則（以下「基本原則」という。）に基づき、市民活動及び協働の推進を図るための基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

**【第4条／解説】**

- 本条においては、市民活動及び協働の推進に際し、市の責務を規定しています。
- 市は、基本原則に基づき、第8条に規定する市民活動及び協働を推進するための基本的施策を総合的かつ計画的に実施します。

### 【市民の役割】

第5条 市民は、基本原則に基づき、市民活動及び協働に関する理解を深め、地域又は社会に関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的に市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

### 【第5条／解説】

- 市民は、「自分たちのまちは、自分たちでつくり、良くする」という市民自治の考えのもと、市民活動及び協働に関する理解を深め、地域や社会に関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的に市民活動に参加・協力するよう努めることが期待されます。

### 【市民活動団体の役割】

第6条 市民活動団体は、基本原則に基づき、市民活動及び協働の推進に際し、その特性を生かしながら活動を行い、自らの活動が地域又は社会を担うものであることを認識し、及びその活動内容が広く理解されるよう努めるものとする。

### 【第6条／解説】

- 特性を生かしながら活動するとは、市民活動団体には、自主性、自立性、多様性、専門性、先駆性などの固有の特性がありますが、行政とは違った視点に立ち、違った手法を用いて問題解決を進めようとするをいいます。

### 【大学及び事業者の役割】

第7条 大学及び事業者は、基本原則に基づき、地域を構成する一員として、自らが専門的で多分野にわたる情報及び資源を有することを認識し、その特性を生かして自発的に市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

### 【第7条／解説】

- 市内には10もの大学があり、また、事業者も多数に及んでいます。  
人的・物的資源を持つ大学や事業者は、地域を構成する一員として、市民、市民活動団体及び市と連携して、その特性を生かして市民活動に参加したり、支援を行うことが期待されます。

## 【基本的施策】

第8条 市は、市民活動及び協働の推進を図るために次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民活動及び協働に関する理解を深める機会を提供すること。
- (2) 市民活動の担い手となる人材が育つ機会を提供すること。
- (3) 市民活動に関する理解を深め、及び市民活動への参加意欲を高めるための情報並びに市民活動団体の活動に関する情報を提供すること。
- (4) 市民活動の拠点となる場を提供すること。
- (5) 市、市民、市民活動団体、大学及び事業者が互いに交流し、理解を深め、及び連携する機会を提供すること。
- (6) 協働の取組を増やすために必要な措置を講ずること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動及び協働の推進を図るために必要な措置を講ずること。

## 【第8条／解説】

○ 本条は市が行う基本的な施策を定めています。

- (1) 市民活動及び協働に関する理解を深めるためのシンポジウムや講座など、様々な機会を提供します。
- (2) 多数の市民が市民活動に参加するためには、活動の担い手となる多様な人材が必要であり、このような人材は、市民活動のなかで周囲の人と共同することによって育ち、市民活動が一層活発になることから、出合いや交流・実践の場や機会を提供します。
- (3) 市民や市民活動団体が、市民活動の状況や地域の課題に関する情報を的確に発信し、かつ情報を共有することができる仕組みを整備します。  
また、市が行う施策の情報をわかりやすく提供するとともに、市民活動団体に関する情報を広く市民や市民活動団体に提供します。
- (4) 市民活動団体が活動するにあたっては活動の場が必要となるため、平成19年秋に、浦和駅東口駅前の再開発ビル内に、拠点施設として（仮称）さいたま市市民活動サポートセンターを開設する予定です。また、公共の施設や民間の施設の有効活用の検討も併せて必要です。
- (5) 市民活動団体相互あるいは市民活動団体と市との日常的な交流、そして自治会・町内会などの地縁団体とボランティア団体・NPO 等が相互に交流を深めることは、互いの立場を理解するうえで大事なことであり、さらに人的、物的資源を持つ大学や企業などとの連携を図ることが重要です。

- (6) 市民活動団体と市は、協働の取り組みを増やし、結果を相互にフィードバックし、より良い協働の関係・仕組みを育てていく必要があります。そのため市は、庁内に市民活動や協働を推進するための横断的な仕組みを設けるなど、協働の取り組みを増やすために必要な措置を講じます。

### 【推進委員会の設置等】

- 第9条 市長の諮問に応じ、市民活動及び協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、さいたま市市民活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。
- 2 推進委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 公募により募集した市民
  - (2) 市民活動団体の代表者
  - (3) 大学又は事業者の代表者
  - (4) 学識経験を有する者
  - (5) 市職員
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【第9条／解説】

- 市民活動及び協働の推進のための施策の実施に関して、多くの意見を反映させるため推進委員会を設置します。
- 推進委員会で検討される事項は、市民活動及び協働の推進に関し必要な事項とし、具体的には第8条に定める基本的施策に関することや、指針に定める事項などです。
- 推進委員会の構成は、市民参加、専門的知識の導入などの観点及び本条例の趣旨、目的に基づき、公募市民、市民活動を行う者、大学又は事業者の代表者、学識経験者、市職員など幅広い分野の委員とします。

**【委任】**

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**【第 10 条／解説】**

- この条例では定めきれない事項や、その他必要な事項は、市長が別に定めるものとします。



## 市民から寄せられた意見

### 自治基本条例の制定に反対する

「自治基本条例」の制定に反対するのは、次の理由である。

- 1 他の自治体で定める条例のように市長・議会による二次代表制を形骸化させる恐れがある。
- 2 市民の定義に問題がある。  
カルト教集団などに、さいたま市民として権利を行使させるべきではない。  
外国人地方参政権にも道を開くべきではない。  
他の自治体で定める条例のように「住民と住民以外の市民」を一律にするのは、常識を逸脱する恐れがある。
- 3 「最高法規」「自治体の憲法」と位置づけるこの条例は、現行の法体系を根底から破壊するものである。  
なぜなら、「市の最高法規」「市の憲法」などの用語は、国と地方自治体の位置づけ・役割を混乱させるだけである。
- 4 他の自治体で定める条例のように市民の権利は具体的・責務は空疎で観念的にする恐れがある。
- 5 他の自治体で定める条例のように住民投票は、選挙権を有する市民以外に認める恐れがある。  
20歳以上の永住者・特別永住者などには、請求権を認めるべきではない。